



鹿嶋市公告

鹿嶋市宮中の一部の土地について、国土調査法（昭和26年法律第180号）による地籍調査を実施し、地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号）第30条第4項の規定により筆界案を作成したので、次のとおり公告する。

- 1 筆界案を作成した土地の所在及び地番
鹿嶋市宮中六丁目1921番地1
- 2 筆界案を確認することができる場所
鹿嶋市平井1187番地1 鹿嶋市役所 地籍調査課
- 3 筆界案を確認することができる者
当該土地の所有者その他の利害関係人及びこれらの代理人
- 4 筆界案の作成者
鹿嶋市（地籍調査課）

5 意見の申出

筆界案を確認できる者は、鹿嶋市に対して下記期間内に意見を申し出ることができる。

なお、当該期間を経過しても意見の申し出がないときは、準則第30条第4項の規定により筆界の調査を行う。

意見申出期間

令和6年11月19日から令和6年12月9日まで（土曜日、日曜日、祝日を除く）の午前8時30分から午後5時15分まで

令和6年11月18日

鹿嶋市長 田 口 伸

